

# 八尾市いじめ防止基本方針【概要版】(令和4年12月改訂)

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### ■「いじめ防止対策推進法」について

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定されたものである。

### 1 「八尾市いじめから子どもを守る条例」と「いじめから子どもを守る課」の意義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)を踏まえ、市として、子どもの権利を尊重し、いじめの防止等(子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。)の施策を推進していくため、令和2年4月に市長の直轄組織として『いじめから子どもを守る課』を創設し、同年10月に「八尾市いじめから子どもを守る条例(以下「条例」という。)」を制定した。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもに関係する問題であり、地域社会全体で取り組まねばならない。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### ◎いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。(条例第2条第1項第1号)

#### ◎「市立学校」でのいじめの防止と、いじめの防止に向けた「家庭」及び「地域」の役割

- ・市立学校・・・教育活動を通じた互いの人格を尊重し合う人間関係・学校風土づくり
- ・家庭・・・・・・保護者による思いやりの心・善悪の判断等の育み
- ・地域・・・・・・地域協働の活動を通じた子どもたちがいきいきと活動できるまちづくり

#### ◎「市立学校」におけるいじめの対処

- ・いじめやいじめが疑われる事案を確認した場合、被害者の安全確保とケアを行い、事実確認及び組織的対応を行う。
  - ・いじめ解消(※)に向けて「継続的な指導やケア」及び「外部専門家や関係機関との連携」が必要である。
- (※)いじめ解消の状態とは「①いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいること。」「②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。」の2点を満たす必要がある。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 市長部局及び教育委員会が実施する施策

#### ①市及び市長の責務

いじめの防止等に向けて、組織や人員等の体制を整備し施策を実施する。(条例第4条)

#### ②啓発及び広報

ホームページ、広報誌、ポスター、チラシなどによる地域社会全体への啓発・広報。(条例第6条)

#### ③相談体制の整備

専門的知識を有する職員による、市立学校や教育委員会とは別のチャンネルとしての相談窓口(条例第7条)

#### ④いじめ防止基本方針の策定及び見直し(条例第5条)

#### ⑤市立学校以外の学校等への協力要請(条例第10条)

#### ⑥就学前の幼児期から、発達段階に応じて、相手を尊重する気持ちを育むことによるいじめの防止

### ⑦教育委員会としての取組

- ・いじめ防止等に向け、児童生徒を指導する教職員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。
- ・児童生徒の状況を把握するため、アンケート調査を定期的実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針の検証と改善に必要な指導と助言を行う。

## 2 市立学校として実施する施策

### ◎「学校いじめ防止基本方針」について

- ・学校いじめ防止基本方針として、いじめの防止等の取組について定め、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「重点項目」「保護者や地域との連携のあり方」「関係機関との連携のあり方」等、具体的な取組を示す。
- ・必要に応じ、指導計画の見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせた検証等を行う。
- ・児童生徒・保護者に対して、いじめの防止等の取組についての基本的な方針や内容について説明し、理解を求めるとともにホームページに掲載する等周知を図る。

### ◎組織体制の確立

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。
- ・いじめに対しては、市立学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員、民生委員児童委員・主任児童委員などの地域関係者との連携のもと対応する。

## III 重大事態への対処

### 1 重大事態とは(法第28条第1項1号2号)

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 重大事態が発生した場合の対処

#### ①報告

市立学校から教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する(法第30条第1項)。

#### ②調査主体の判断

教育委員会が、調査を行う主体について、「市立学校(いじめの防止等の対策のための組織)」か「教育委員会(八尾市いじめ調査委員会)」かの判断を行う。

#### ③保護者への報告

市立学校や教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査結果を説明する。

#### ④市長への報告

教育委員会は、調査結果につき市長に報告する。

#### ⑤市長による再調査

市長は、必要があると認めるときは、八尾市いじめ調査委員会による調査の結果について再調査を行うことができる。その場合は市長部局内に設置された附属機関「八尾市いじめ再調査委員会」が行う。

#### ⑥議会への報告

市長は、再調査の結果を市議会に報告する。(法第30条第3項)

#### ⑦必要な措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずる。

**いじめに関する相談について** (子どもをいじめから守るため、各機関がさまざまな窓口を設けています。)

<p><b>①学校での相談</b></p>	<p>担任だけではなく、学年の教職員、養護教諭(保健室の先生)や部活動の顧問など、どの教職員でも相談を受け付ける体制を整えています。</p>	
<p><b>②スクールカウンセラー</b> (臨床心理士)への相談</p>	<p>各中学校区に週1回1名のスクールカウンセラーが、配置されています。相談の希望があれば、在籍校にお問い合わせください。</p>	
<p><b>③八尾市教育委員会</b>における <b>相談窓口</b> 月～金 8:45～17:15 (祝日・年末年始除く)</p>	<p>・人権教育課</p>	<p>いじめや人権問題などの相談 072-924-9854</p>
	<p>・八尾市教育センター</p>	<p>不登校やいじめ、ことばの遅れ、入学時の悩みや不安、学習面や発達面などの相談 072-941-3365</p>
	<p>・学校教育推進課</p>	<p>学校生活全般の相談 072-924-3873</p>
<p><b>④八尾市における相談窓口</b> 月～土 9:00～17:15 (祝日・年末年始除く) Eメールは24時間受付(回答は後日)</p>	<p>子どものいじめに関する相談を行っています。</p>	
	<p>・いじめから子どもを守る課 (令和2年4月に新設)</p>	<p>072-924-4008 Eメール: ijime-mamoru@city.yao.osaka.jp</p>
	<p>・いじめ相談専用ダイヤル</p>	<p>072-924-3796</p>
<p><b>⑤大阪府教育センター『すこやか教育相談』</b></p>		
<p>月～金 9:30～17:30 (祝日・年末年始除く) Eメール・FAXは24時間受付 (回答は後日)</p>	<p>・すこやかホットライン (子どもからの相談)</p>	<p>06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp</p>
	<p>・さわやかホットライン (保護者からの相談)</p>	<p>06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp</p>
	<p>・FAX相談</p>	<p>06-6607-9826</p>
<p><b>⑥いじめ相談ダイヤル</b></p>		
<p>文部科学省 大阪府</p>	<p>24時間子供SOSダイヤル</p>	<p>0120-0-78310(なやみ言おう)(24時間)</p>
<p>法務局</p>	<p>子どもの人権110番</p>	<p>0120-007-110(月～金 8:30～17:15)</p>
<p>大阪府 子ども家庭センター</p>	<p>子ども専用 子どもの悩み相談</p>	<p>0120-7285-25(なにわっこ にっこり)(24時間)</p>
<p>大阪府警察 少年相談窓口</p>	<p>大阪府グリーンライン</p>	<p>06-6944-7867(なやむな)(月～金 9:00～17:45)</p>
<p>チャイルドライン 支援センター</p>	<p>チャイルドライン</p>	<p>0120-99-7777(16:00～21:00)</p>

# いじめのサイン発見シート（保護者用）

※本シートは「いじめのサイン発見シート」（政府広報/文部科学省森田洋司氏監修）を参考に作成しています。

多くの子どもたちが、誰にも相談できずにいる『いじめのこと』。  
 言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。  
 この「いじめサイン発見シート」を参考に、お子さんの変化に気づいてあげることが、いじめの早期発見につながります。  
 このシートの項目に限らず、気になることがありましたら、いつでもご相談ください。

<p>あさ とうこうまえ 朝（登校前）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。</li> <li><input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。</li> <li><input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、黙って食べるようになったりする。</li> </ul>
<p>ゆう げ こうご 夕（下校後）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえる。</li> <li><input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がでない。</li> <li><input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。</li> </ul>
<p>よる 夜</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。</li> <li><input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校や友達の話題が減った。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。</li> <li><input type="checkbox"/> パソコンやスマートフォンをいつも気にしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザや傷がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 服がよごれていたり、破れていたりする。</li> </ul>

## 「いじめ」をしている側のサイン（いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。）

- 言葉遣いが荒くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。お小遣いでは買えない物を持っている。

【問合せ】八尾市いじめ防止基本方針の全編は八尾市ホームページ（いじめから子どもを守る課内）にて公開しております。

- ・いじめから子どもを守る課 TEL 072-924-4008 FAX 072-924-9304
- ・八尾市教育委員会事務局 人権教育課 TEL 072-924-9854 FAX 072-923-2934